



平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会社名 株式会社カネカ
代表者 代表取締役社長 菅原 公一
(コード番号：4118 東証・大証・名証各第1部)
問合せ先 常務執行役員 総務部長 松井 英行
(TEL 06-6226-5050)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役及び社外監査役に、その期待される役割を十分に発揮できる人材を招聘することができるよう、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 27 条（社外取締役の責任免除）及び第 34 条（社外監査役の責任免除）を新設するとともに、これらの変更に伴う条数の変更を行うものであります。なお、第 27 条の新設につきましては、監査役会において監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 29 日（予定）

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(社外取締役の責任免除)</u> 第 27 条 当社は、社外取締役との間で、 会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について 法令に定める要件に該当する場合には賠償 責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は法令の定める最低責任限度額とす る。
第27条～第32条 (条文省略)	第28条～第33条 (現行どおり)
(新設)	<u>(社外監査役の責任免除)</u> 第34条 当社は、社外監査役との間で、 会社法第423条第 1 項の賠償責任について 法令に定める要件に該当する場合には賠償 責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は法令の定める最低責任限度額とす る。
第33条～第36条 (条文省略)	第35条～第38条 (現行どおり)